

奈良県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年七月二十六日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
山本耳鼻咽喉科	生駒市元町一丁目七の二一	令和六年五月三十一日
北村医院	桜井市大字初瀬二三九〇一	令和六年五月三十一日
はえの医院	北葛城郡河合町星和台二一―一―一三	令和六年五月三十一日